

新型コロナウイルスに関する隔離措置および隔離期間中の就業について

| | | |
|---|---|---|
| | <p>・3回目ワクチン接種完了、または2回目のワクチン接種が完了してから7カ月(2月15日以降は4カ月)以内に追加接種した場合 ・新型コロナウイルスに罹患したために3回目のワクチン接種が受けられない場合は、回復証明書(Certificat de Rétablissement)発行から6カ月(2月15日以降は4カ月)以内に追加接種した場合 (除く免疫抑制患者)</p> | <p>ワクチン接種が完了していない、または接種をしたことがない場合</p> |
| <p>新型コロナウイルスの症状が出た場合</p> | | |
| <p>隔離および検査</p> | <p>隔離を開始し、早急に抗原テストまたはPCR検査を受ける(仏社会保険に加入している場合は医師の診断書がなくても無料で検査を受けることができる)。主治医に隔離の必要有無を確認することも可能。</p> | <p>隔離を開始、主治医の診察を受ける。早急に抗原テストまたはPCR検査を受ける(無料で検査を受けるためには医師の診断書が必要)。主治医に隔離の必要有無を確認することも可能。</p> |
| <p>隔離期間中の就業</p> | <p>雇用主のイニシアティブで有給休暇を取得させることは禁止されている。就業が可能な健康状態でテレワークが可能な場合は検査結果が出るまでテレワークを行う(ただし、すでに医者から就業停止の診断書が発行されている場合は就労不可)。健康状態または職種によりテレワークができない場合は、Arrêt de travail(就業停止)を下記から社会保険庁に申請する。社会保険庁からの病欠手当支給は最高4日間。 https://declare.ameli.fr/isolement/conditions</p> | |
| <p>陽性結果が出た場合</p> | | |
| <p>隔離期間</p> | <p>原則7日間、検査結果により短縮の可能性あり。</p> | <p>原則10日間、検査結果により短縮の可能性あり。</p> |
| <p>いつ再検査を受けるのか?</p> | <p>発症してから、症状がない場合は陽性テスト結果が出てから5日目に抗原検査を行う。</p> | <p>発症してから、症状がない場合は陽性テスト結果が出てから7日目に抗原検査/PCR検査を行う。</p> |
| <p>検査結果が陽性の場合</p> | <p>陽性または抗原検査をしなかった場合は隔離を7日間まで続行する。その後再度検査をする必要はない。</p> | <p>陽性または抗原検査/PCR検査をしなかった場合は隔離を10日目まで続行する。その後再度検査をする必要はない。</p> |
| <p>検査結果が陰性の場合</p> | <p>陰性の場合でかつ過去48時間症状がない場合は5日目を以て隔離措置を終了することができる。</p> | <p>陰性の場合でかつ48時間症状がない場合は7日目を以て隔離措置を終了することができる。</p> |
| <p>隔離期間中の就業</p> | <p>雇用主のイニシアティブで有給休暇を取得させることは禁止されている。就業が可能な健康状態でテレワークが可能な場合は検査結果が出るまでテレワークを行う。健康状態または職種によりテレワークができない場合は、Arrêt de travail(就業停止)を下記から社会保険庁に申請する。 https://declare.ameli.fr/patient-positif/conditions 隔離期間の1日目から病欠手当が社会保険庁から支給、雇用主により一部補完される。検査の結果、隔離期間が短縮された場合は、雇用主が社会保険庁にその旨を連絡し、Arrêt de travail(就業停止)を前倒しで終了する。隔離終了後も熱が続く場合は主治医の判断によりArrêt de travail(就業停止)を延長する場合もある。病欠手当を受給するための社会保障制度への加入期間等の条件はなし。 雇用主による月給制合意に基づく給与補完が義務付けられている。勤続1年以上、48時間以内に雇用主に連絡するという条件は適用されず、また1日目から給与補完を行う。 給与補完については以下の月給制合意を参照。 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/fr/others/pdf/travail8_202106.pdf</p> | |
| <p>濃厚接触者になった場合: 罹患者との同居の有無にかかわらず同じ</p> | | |
| <p>隔離期間</p> | <p>隔離期間なし</p> | <p>7日間</p> |
| <p>いつ検査を受けるのか?</p> | <p>早急に抗原検査/PCR検査を受ける。隔離措置なし。ただし、外部との接触は避け、屋内、屋外にてマスク着用。可能な限りテレワークを行う。</p> | <p>濃厚接触日から7日間隔離する。7日目に抗原検査/PCR検査を受ける。</p> |
| <p>検査結果が陽性の場合</p> | <p>隔離を開始する。(上記参照)</p> | <p>隔離を開始する。(上記参照)</p> |
| <p>検査結果が陰性の場合</p> | <p>2日後、および4日後に自己テストを行う。自己テストが陽性の場合は、抗原検査/PCR検査で確認する。その結果、陽性が確定した場合は隔離を開始する。</p> | <p>隔離期間は終了。隔離期間終了後も熱がある場合は、熱が下がってから48時間後まで隔離を続けることが望ましい。</p> |
| <p>隔離期間中の就業</p> | <p>隔離期間はないため原則として就業可能。ただし、罹患者が16歳以下の自分の子供でその濃厚接触となった場合でかつテレワークができない場合は以下からArrête de Travail(就業停止)を申請することが可能。就業停止は7日間、子供が12~16歳でワクチン接種をしていない場合は10日間。 https://declare.ameli.fr/cas-contact/conditions 雇用主からの給与補完については上記参照。陽性結果が出た場合は上記陽性参照。</p> | |
| | | <p>雇用主のイニシアティブで有給休暇を取得させることは禁止されている。テレワークが可能な場合はテレワークを行う。職種によりテレワークができない場合で、ハイリスク濃厚接触(罹患者と2メートル以内で会話、咳やくしゃみをする罹患者と同じ屋内で会議等を15分以上行ったなど)および中リスク濃厚接触(罹患者が自分の子供)の場合はArrêt de travail(就業停止)を下記から申請することが可能。 https://declare.ameli.fr/cas-contact/conditions 雇用主からの給与補完については上記参照。陽性結果が出た場合は上記参照。</p> |

仏社会保険庁HP (AMELI 2022年1月31日版)より作成

【報告書の利用についての注意・免責事項】本情報は、日本貿易振興機構(ジェトロ)パリ事務所が作成、フィダル法律事務所が監修した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本情報はあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、閲覧者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびフィダル法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。